

高齢者虐待防止のための指針

社 会 福 祉 法 人 福 友 会

特別養護老人ホーム うぐいすの里

シ ョ ー ト ス テ イ うぐいすの里

ケアプランセンター うぐいすの里

デイサービスセンター うぐいすの里

デイサービスセンター第2 うぐいすの里

訪問介護サービス うぐいすの里

1 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻む全ての行為であると考え、どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利が脅かされてはいけなと理解しなければならない。

2006 年 4 月に「高齢者虐待の防止・高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されたことも踏まえ、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を維持しながら安定した生活を送ることができるよう、適切なケアを提供できる環境、切れ目のない支援体制を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

2 高齢者虐待の種類

- イ 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ロ 介護の放任：放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放棄、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な反応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ホ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他の利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止委員会の設置及び職員の研修

- ① 各事業場の責任者（施設長等）と、生活相談員、介護支援専門員や介護主任、介護リーダー、介護職員等を構成員とする、虐待防止委員会を設置する。
- ② 虐待防止委員会は定期的又は必要時に、委員会の担当者が招集する。
- ③ 虐待防止委員会にて、審議・検討する案件は以下の通りとする。
 - ・虐待防止に係る指針に関すること
 - ・虐待防止に係る職員研修に関すること
 - ・虐待防止に係る意識向上に関すること
 - ・虐待が行われた場合の事実調査と再発防止に関すること

- ④ 虐待防止委員会では、主に高齢者の見守りや身体介護に従事する職員に対して高齢者虐待防止法の内容や虐待防止に関する当法人の基本的な考え方を周知させ、また、それを実践的な介護業務に反映させることを目的とし、年2回の職員研修を行うものとする。

4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等

① 虐待が発生した場合の（初期）対応

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・情報共有と対策の検討
- ・本人・家族への説明及び謝罪
- ・市町村、関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み検討（虐待防止委員会）

② 事業場の責任者（施設長等）の責務

事業場の責任者は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われるような利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに虐待防止委員会を開催するなどこれを検証し、理事長に報告のうえ、市及び県の担当部署へ通報（届け出）するものとする。虐待の状況によっては、警察への通報を行うものとする。

責任者は、虐待に関する報告又は通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行わない。

③ 職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合（確たる証拠は不必要）は、速やかに上長（施設長や主任、生活相談員等）に報告する責務を有する。

5 成年後見制度利用支援

法人は、高齢者虐待防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知を図り、当該制度が広く利用されるように努めなければならない。

6 虐待等にかかる苦情解決

利用者又は家族から虐待に係る苦情申し立てがあった場合、苦情解決責任者は以下の手順により苦情の解決に努めるものとする。

- ① 苦情申し立てがあった場合は、「4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等」の手順により確認した事実の報告と謝罪を本人と家族に対して行うものとする。この際、確認した事実については、時系列に並べて記録を摂っておくこと。
- ② その後、改めて虐待の当事者となった職員等から虐待内容を確認し、虐待に至った原因究明し、それに対する解決策を講じるものとする。
- ③ 解決策に疑義が残る場合は、法人内に設置されている第三者委員会に諮問し、委員の意見を取り入れたうえで、最終的な解決策を決定する。
- ④ 最終的な解決策が決定したら、再度、本人と家族に対して謝罪し、虐待に対する解決策と今後の対応について説明をし、理解していただく。

7 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附 則

令和 7 年 2 月 1 日制定